

日中の民家野外博物館に関する研究

- 伝統保存技術の継承を視点に

THE OPEN-AIR FOLK HOUSE MUSEUMS IN JAPAN AND CHINA:

Preservation of Traditional Restoration Techniques

黄卓立

HUANG Zhuoli

1. 序論

(1) 研究背景

野外博物館は 1891 年に設立されたスウェーデンのスカンセンをはじめ、ヨーロッパ、アメリカ、それに日本まで広まってきた。

日本の民家野外博物館は、今も民家を維持しつつ、生涯学習や技術者の育成等、総合的な機能が求められている。川崎市立日本民家園を代表とした民家野外博物館は伝統保存技術の継承を博物館の重要な機能と認識している。

中国において民家野外博物館も現れたが、その現状、変遷、及び博物館機能の実現状況は未だに不明な点が多い。

(2) 研究目的

本研究の目的は中国における民家野外博物館の現状、変遷、機能の実現状況を解明し、そして伝統技術の継承を研究視点として日中の事例を比較し、今後の民家野外博物館は技術継承の役割を果たすためにどうするべきかを考察することである。

(3) 研究方法

1) 文献調査：既往研究や法的整備に関する資料と文献を調査、整理し、野外博物館の分類方法を検討し、現状を分析、把握する。

2) 現地調査：民家野外博物館の現地に行って実態を把握する。それに博物館の建築専門職員や担当者にヒヤリング調査する。

(4) 論文の構成

本論文の構成は、先ず第 2 章と第 3 章においてキーワードである「野外博物館」と「伝統技術の継承」について説明する。続いて第 4 章において現地調査してきた事例の中、川崎市立日本民家園と潜口民宅博物館について報告する。そして第 5 章において研究事例の関連法規と管理体制、開設理念、収集方針、伝統保存技術継承の課題について考察する。最後に結論として今後野外博物館の進むべき道を検討する。

2. 野外博物館の概念

(1) オープンエアミュージアムの定義

オープンエアミュージアム（Open-air Museum）という用語が初めて出現したのは 1956 年、ジュネーブで開催された第 4 回 ICOM（国際博物館会議）である。1959 年の第 5 回 ICOM 大会ではオープンエアミュージアムが正式に定義された。オープンエアミュージアムは歴史的建造物の収集を中心とし、野外博物館は建築博物館の一種類とされた。¹

ヨーロッパ・オープンエア博物館協会による定義^{注 1}をみると、野外博物館の収集方針、展示計画、教育機能などがより具体的に要求され、維持保存するための保全手法が強調されている。

(2) 日中における概念と歴史的変遷

日本において最初は 1945 年に「野外博物館」がオープンエアミュージアムの和訳として現れた。日本で最初の民家野外博物館は、1956 年に開館した日本民家集落博物館である。1960 年代以降、博物館づくりは地域おこし事業の一部として盛んに行われた。経済成長期である 1970 年代に入ると都市化問題への危機感と伴って、野外博物館はさらに発展した。1990 年代以降は、その増加が穏やかになった。

中国に目を向けると、1980 年代以来、「建築博物館」、「民居博物館」、「民宅博物館」、「民俗博物館」、「露天博物館」等名称が並存し、「野外博物館」を指す言葉は統一されていない。中国政府国家文物局は博物館を管理者によって文物、行業、非国有三種類に分類している。その中で文物博物館と行業博物館^{注 2}は国有博物館に所属している。非国有博物館は 2015 年に全国における条例によって定義されている。国有博物館が現地保存を中心に建築遺産を保護している一方、1980 年代以降、中国の民間の骨董收藏者が伝統的民家に注目し、個人收藏として収集し始めた。1990 年代以降、その一部は非企業法人を成立し、民家を移築する非国有博物館を開設し始めた。今まで既に解体移築された民家を中心とする野外博物館は今後も増えていくと考えられる。

(3) エコミュージアムと生態博物館

エコミュージアム（Ecomuseum）という新しいタイプの野外博物館の概念は 1960 年代後半に提出され、1971 年の第 9 回 ICOM において発表され、世界中に普及し始めた。

日本においては地域おこし事業に伴い、各地に導入されて、町全体の規模で積極的に実践されている。

中国においては 1986 年に翻訳によって「生態博物館」という名で認識された。中国とノルウェー政府の共同企画によって、1998 年に最初の生態博物館が貴州省に設立された。それから少数民族の集落を中心に生態博物館が相次いで設立された²。

(4) 野外博物館の分類

(i) 展示資料の収集状況視点

新井重三（1989）³ は日本の野外博物館を資料収集状況の視点により現地保存型、収集展示型に分類している。そして第二段階として、扱う資料により自然系、人文系、自然・人文総合野外博物館に分類している。この分類ではオープンエアミュージアムという用語が人文系の収集展示型野外博物館に限定され、建築物等移設・復元博物館を指しながら、人文系の移設野外博物館の総称にも使われる。そしてスカンセンについては自然・人文総合の収集展示型野外博物館の事例として挙げている。

(ii) 形態・復元方法視点

早川典子他（2000）⁴ は、民家野外博物館を「収集展示型人文系野外博物館のうち建築物を収集展示している施設」と定義した上で、定義にあてはまる日本の 49 施設に対して多種類の分類案を提案した。

博物館の形態視点により、博物館付属型と建築展示中心型に分類できる。復元方法視点により移築保存、復元保存及び複合型（現地保存+移築保存、現地保存+復元保存、移築保存+復元保存）に分類される。

(iii) 本研究の分類視点

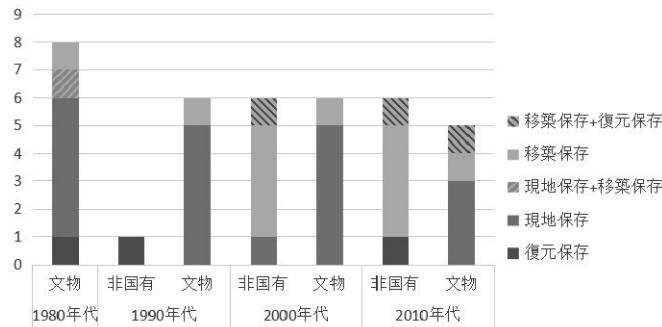


図 1 各年代の民家中心博物館数及び分類

本研究では、中国の民家野外博物館に対して、2017 年 1 月 4 日に国家文物局によって公開された 2015 年度全国博物館リストに基づき、主に復元方法の視点で現地保存型、移築保存型、復元保存型及びその複合型

（現地保存+移築保存、移築保存+復元保存）に分類する。最終的に民家野外博物館にあてはまるのは移築保存型 14 館、復元保存型 1 館、現地保存+移築保存型 1 館、移築保存+復元保存型 3 館である。

3. 伝統保存技術の継承

(1) 研究視点としての技術継承

日本においては、古来より文化財の保存に不可欠な材料製作、修理・修復等の伝統技術を重要な無形遺産と認識してきた。

1950 年に制定された文化財保護法によって、伝統保存技術は「助成の措置を講すべき無形文化財」という分野に含まれ、無形文化財選定制度によって保護されてきた。1975 年に文化財保護法の改正の際に、民俗文化財の導入に伴い、「選定保存技術」という文化財の保存技術の保護制度が文化庁によって創設された。

2015 年時点で、選定保存技術の選定件数は 71 件、保持者数は 57 人、保存団体数は 33 団体（重複認定があるため、実団体数は 31 団体）である⁵。

文化庁からは、選定保存技術の保存のため、記録作成や伝承者の養成ための措置、またはそれに関する援助が提供されている。民間には、日本伝統建築技術保存会という、2000 年から活動し、保存修理工事を担当する全国の工務店の経営者が中心となった団体がある。

(2) 野外博物館と伝統保存技術

歴史的建築物の維持・保存に関する伝統保存技術は、無形文化遺産の一つとして認められながら、有形文化遺産である建築遺産にも必要不可欠である。それ故、建築遺産を維持・保存している野外博物館と、相応の伝統保存技術とは切り離すわけにはいかない。

日本の野外博物館においては、伝統保存技術に基づいて維持修理を行うのが普通であるが、技術の専門職を設け、技術継承を博物館機能として行っている野外博物館は川崎民家園と明治村だけである。そのうち本研究の事例とされる川崎民家園の技術継承活動は特に技術の蓄積と還元に注目し、施工や設計の業者との連携、そして業者と他の野外博物館間のネットワークを提唱している。博物館自体の記録範囲の限界はそれほど広くないかもしれないが、ネットワークと連携によって、相互補足できると予想される。

(3) 中国における技術継承の可能性

2011 年 2 月に制定された中華人民共和国無形文化遺産法により、中国の建築遺産の伝統保存技術は無形文化遺産として保護されている。国務院と各級地方政府が国家级及び地方の代表的無形文化遺産リストを作成し、対応する各種の伝承者を認定する。各級政府の文化部門が代表的無形文化遺産の伝承活動、伝承者育成

などに援助を提供する。また、博物館等の施設は無形文化遺産の整理、研究、学術交流及び代表的無形文化遺産の宣伝、展示に協力すべきとされている。

現段階で公開されている合計 4 回の国家級代表的無形文化遺産リスト（2014 年まで）には、建築遺産関連の伝統保存技術が合計 28 件登録されている。それらは全部伝統工芸技術分野であり、各種の「建築营造技芸」^{注3}に加え、「古建築模型製作技芸」、「古建築修復技芸」もある。

中国の野外博物館においては、伝統技術の保存、継承が行政によって主導されている場合が多い。政府が国有野外博物館の教育機能や非国有博物館への技術支援を確実に課題と認識している以上、博物館間のネットワークが形成される可能性が期待できる。

4. 事例研究

(1) 川崎市立日本民家園

(i) 概要と背景

川崎市立日本民家園は、1967 年（昭和 42 年）に開園した移築保存型の野外博物館である。

設立のきっかけは、かつて横浜市に移築される予定の川崎市の民家を地元で保存するという初代園長の古江亮仁氏の構想である。伊藤家住宅を始め、東日本（中部、関東、東北）の代表的な民家を中心とした江戸時代の古民家が次々と生田緑地に集められた。そしてついに昭和 42 年 4 月 1 日に川崎市立日本民家園が正式に開園した。

(ii) 特徴と課題

25 棟の民家は旧所在地によって宿場、信越の村、関東の村、神奈川の村、東北の村という五つのエリアに分けられて日本各地の集落の風景を再現している。園内の展示順路に従って、25 棟の民家には番号がつけられている。展示順路が複雑になった区域には、二種類の順路を提示する指示板が配置されている。民家ごとに配置されている展示板には、建築区分、構造形式、建築年代など基本情報の他、移築前後の写真や平面図が展示され、復原調査の成果が示されている。

日頃の維持保存に関しては、毎年茅葺屋根の葺き替えを中心とする屋根の補修等が行われている。そのほか小破損の修繕や補強工事等が必要に応じて行われている。それらの予算は川崎民家園の主任技術者が協力して、川崎市まちづくり局が積算して決める。川崎民家園の設立当初より、主任技術者は常に在籍しており、建築職員全体ではおよそ常に一定人数が在籍している。

川崎民家園においては、民家の耐震性能に関する検討が独自に行われた。耐震診断の結果により補強工事が順番に検討・準備・実施されている。本格的な補強

工事前の民家に対しては応急補強が実施された。現状では平成 25 年に耐震補強工事を終了した鈴木家住宅のほか、平成 29 年段階で三澤家住宅は本格的な免震と耐震工事の実施中、太田家住宅や山下家住宅は耐震改修工事の設計段階である。

川崎民家園にある古民家はほとんど火災に弱い茅葺屋根であるため、開園当初から防火を最重要視してきた。各民家には移築時にドレンチャーや放水銃、消火器、自動火災報知設備が設置された。警備の人員配置は警備会社に委託し、24 時間体制の警備を行っている。平成 2 年に火災が発生した旧太田家住宅に対して、川崎市が復旧調査委員会を設置して、2 年を経て復旧修理工事を行った。

平成 21 年度から、外部委員で構成された川崎市社会教育委員会議・日本民家園専門部会は、日本民家園の運営に関して、研究・展示・普及活動と運営・管理活動の評価項目及び具体的な実施目標に基づいて事業評価を行っている。



写真 1 茅葺屋根の地域性維持実例（2016.10.02）

民家園では様々な伝統技術継承活動が行われている。技術の地域性の保持や伝統的材料の確保など課題の対処法として、茅葺屋根の地域性維持（写真 1）、壁土づくり、土間叩きなどが行われている。日頃の維持・修理工事や民家園講座、または園外からの相談や依頼によって、保存技術に関する資料、経験、研究成果が蓄積している。そして、修理現場見学会、人材育成の演習材料と会場の提供、現場への技術協力など活動によって、社会に還元する。また、川崎民家園を含める 12 館の野外博物館が加盟した「全国文化財集落施設協議会」は定期的に交流活動を行い、より強固なネットワークを組み立て、建築専門職不在の民家野外博物館にも支援する。

(2) 潜口民宅博物館

(i) 概要と背景

潜口民宅博物館は、安徽省黄山市徽州区潜口鎮に位置する移築保存型の国有野外博物館である。約 4.7ha の敷地は「明園」（1990 年）と「清園」（2007 年）に

分かれている。1950 年代の民家調査で記録された 23 箇所の民家が 1970 年代末に 13 箇所しか残っていなかったことが博物館開設のきっかけである。

1982 年以降、周辺地域から現地保存・維持が不可能になった明代建築が敷地に収集された。移築工事は 1984 年に始まって、1990 年に完了した。1988 年 1 月 13 日、潜口民宅徽派建築群が「全国重点文物保護単位」に指定された。1990 年、潜口民宅博物館の明園が正式に開園した。

(ii) 特徴と課題

24 件の建築物は明園と清園に散在し、地形の落差によって、山荘をイメージしている。建築物ごとに配置されている展示板には、建築物の建築年代、建築区分など基本情報が展示されている。建築構造、歴史等詳細情報を見るためには、有料ガイドに尋ねるかまたはガイドアプリを使うことを必要としている。2014 年から配備された園内限定の無料 Wi-Fi により建築情報の公開はさらに進んだものであった。建築物の間には全部歩きやすい石畳の道で繋げられている。園内道路の交差点ごとに展示順路の指示板が配置されている。



写真 2 清園の徽派建築の馬頭壁（2017.08.12）

建築遺産の維持保存に関しては、例年の調査と維持・修理工事が行われている。工事は入札によって文化財保護工程の国家一級資格を持つ施工者、且つ近年に木造文化財徽派建築の施工経験者に委任する。その予算は公共財政の固定経費から工事の申告によって支出され、工事ごとに異なる。

当初の移築・復原工事及び例年の維持・修理工事により、建築遺産の現地調査、移築、保存に関する貴重な現場経験と大量の記録や研究成果が蓄積されている。それらの技術資料は管理部門によって保存されているが、博物館の展示項目とした前例は未だに存在しない。潜口民宅博物館は、1980 年代に全国で先例となった移築・復原工事の技術資料を継承するために、「潜口民宅搬遷修繕工程報告」を 2015 年から企画している。この報告書は 2016 年 10 月に科学出版社に委託され、協同で整理、編集して 2018 年 1 月に正式に刊行するつもりである。

潜口民宅博物館に移築された徽派建築には「馬頭壁」（写真 2）という防火の工夫をした壁があり、防火性能に優れているが、木造の部材を保護しきるための防火措置も整備されている。屋内の消火栓のほか、各建築周辺の一定範囲内には消火栓や消火器が配備され、消火ポンプ室や多種類の自動火災報知設備も設置された。人員配置に関しては、24 時間体制の警備が行われている。その他にも虫害、水害、土砂崩れなどに対する防災工事が実行されている。

潜口民宅博物館が 2008 年 11 月に無形文化遺産伝承基地を設立し、2009 年 4 月に「徽州文化生態保護実験区無形文化遺産伝承基地」に認定され、それ以降は国家级や省級無形文化遺産及びその伝承者が合計 7 種集められ、無形文化遺産の伝承活動も積極的に行われている。2012 年、館内では「活態展示」という無形文化遺産伝承活動が建築遺産を活用して一般市民に向けて展示し始めた。

5. 考察

(1) 関連法規と管理体制

(i) 日本の法的整備

日本の民家はもとより有形文化財の建造物として文化財保護法（1950 年）によって保護されている。そして、1975 年に文化財保護法の改正により、「伝統的建造物群保存地区」という保護体制が成立した。

日本の博物館に関する法律は 1951 年に制定された博物館法である。設置する団体の性質によって「公立博物館」と「私立博物館」を定義している。登録や指定の方法によって「登録博物館」「博物館相当施設」「博物館類似施設」に分類している。

(ii) 中国の法的整備

中国では、1980 年代に「文物保護法」を始め、文化財保護の体制が成立した。地方においては、1997 年の「安徽省皖南古民居保護条例」を始め⁶、民家の保護に関する条例や措置が相次いで地方政府によって制定された。もう一方、1990 年代以降、非国有博物館に関する法律がますます充実されて、非国有博物館を合法化、規範化させていく。2015 年の「博物館条例」は博物館に関する初の全国条例であり、国有博物館と非国有博物館を定義し、両者を設立条件、資源などに関して同等に扱うように規定している。

(iii) 考察

日本の文化財保護法は歴史のある法律であり、これまで数度の改正が行われ、無形文化財、民俗文化財、伝統的建造物群保存地区などの保護制度を新たに加えた。博物館法は公立博物館、私立博物館、登録博物館などを規定したり、公衆の文化財の利用を促進することを博物館の機能として挙げる。早い時期に文化財保

護の体制が成立したが、1975 年の改正までの期間、文化財の指定は文化財建造物自体に限られ、移築保存は都市化問題に対する次善策として認められた。また、建築の保存に必要不可欠な伝統保存技術も単独の分野に分類されていない。

中国の場合、関連体制の成立は日本やユネスコより遅れているが、影響を受け入れたのは確かである。文物保護法は保護対象が実物に限定され、周囲の環境や地域を含んでいないが、文物保護単位など関連する保護体制には歴史的な町や都市街区の保存を重視する傾向が現れている。また、伝統保存技術など無形遺産は別で無形文化遺産法により保護されている。文物保護単位と認定された建築物に対して、博物館や保管所の設立、または観光施設としての活用が許可されている。但し、文物保護法により「国有不可移動文物」の壁画、彫刻、建築部材などの販売が禁止されているが、それ以外の建築部材の販売が実際に一部の非国有移築保存型民家野外博物館の設立のきっかけである。

(2) 開設の理念

民家野外博物館開設当初の理念には共通点がある。スカンセン野外博物館の理念は生活環境全体の再現と地域文化への再認識を強調し、人々のふるさとや国の伝統的文化への重視を喚起する⁷。川崎民家園創始の動機の一つは、川崎市市民の愛市精神と郷土の誇りを形成させることである⁸。潜口民宅博物館の設立のきっかけは、直前の時代を経て消えて逝く伝統的文化に対する危機感と、地元の人々が徽州の建築文化から得る誇りである。つまり、建築遺産の保存継承は野外博物館の最終目的ではなく、民俗文化を伝承する手段として認識するべきである。

(3) 収集展示方針

(i) 収集方針の実態

中国において多數の現地保存型の民俗博物館は、可動文化財と有形民俗文化財を中心に収集し、民家建築を付属の展示施設として転用・改築する。収集展示型の民家野外博物館であっても、収集方針として屋外展示の民家建築の移築と、屋内展示の可動文化財や有形民俗文化財の収集とは、ほぼ並行しているケースが多い。

(ii) 収集方針の比較

日本における全国範囲での民家調査のおかげで、国や地方公共団体による個別の文化財指定は可能となる。川崎民家園の場合は全 25 棟の建造物がそれぞれ国・県・市指定を受け、収集前に指定されない場合も国指定重要文化財同様の工事・手続きを行うことを原則とする方針である。

潜口民宅博物館の場合、収集対象の所在地範囲は周辺地域に限定され、川崎民家園のほど広くない。明園

の移築工事最中の 1988 年に、潜口民宅徽派建築群その全体が「全国重点文物保护单位」に指定された。こういう指定方法自体は点より面を重視するのがメリットであるが、博物館の収集方針の違いところにも繋がっている。

(iii) 展示方針の比較

川崎民家園は集落のイメージを再現する展示方針がある。しかし再現できない環境の要素があって、これは移築保存型野外博物館の限界とも言える。また、民俗資料に基づいた演出は専門職員やボランティアによって行われている。

潜口民宅博物館は現地の山麓地形を利用し、山荘をイメージしている。同じ地域性の建造物により一体感をしている。生活環境の再現が不足しているため、周辺の修景を行っている観光施設とはよく比較される。

この両者の共通点と言えるのは、博物館においては元の環境から離脱した新しい景観が形成し、博物館の性格を示している。

(4) 伝統保存技術継承の課題

(i) 日本における課題

川崎民家園は設立当初より建築専門技術職員を配置して、伝統保存技術の蓄積を長年にわたって重ねてきた。その実績を見れば、専門職が主導して、民家園が核として、学術組織や行政、民家愛好家・建築家・施工者など伝統的民家に関わる人々を集めて、ネットワークを構築するという長期の目標は達成しつつある。これによって民家野外博物館が保存技術継承の拠点としての役割を果たすことが期待できる。また、ネットワークの核とした専門職員の退職によって、引継ぎの専門職員との技術継承は現在の課題となっている。

(ii) 中国における課題

潜口民宅博物館では保存技術の蓄積が確実に行われているが、その情報が一般来館者向けの教育普及活動に利用される計画は望ましい。適切な情報公開は博物館の維持・保存事業と技術継承事業の文化的価値を意識させ、住民意識の向上に貢献できる。

もう一方、無形文化遺産伝承基地として認定された以上、館内の徽派建築を活用し、「徽派伝統民居營造技術」など伝統保存技術の無形文化遺産を中心に活動とか、伝承者たちの交流活動によって他の博物館や伝承施設との連携システムも期待できる。

6. 結論

(1) まとめ

日本の民家野外博物館は、1960 年代の地域おこし事業と共に盛んで、1970 年代の都市化問題への危機感と伴って発展した。1990 年代以降は、その増加が穏やかになって、伝統保存技術の継承など総合的な機能が求

められてきた。

川崎市立日本民家園は、設立当初より建築専門技術職員を配置して、伝統保存技術の蓄積を行っている。専門職が主導して、民家の保存に関わる人々を集め、民家野外博物館を中心とした技術継承ネットワークの構築が提唱されている。その実績を見れば、民家野外博物館が保存技術継承システムの拠点としての役割を果たすことが期待できる。但し、核とした専門職員の退職によって、引継ぎの専門職員との技術継承は現在の課題となっている。

中国の民家野外博物館は関連法規と体制が整えなかった1980年代以来、独自に発展してきた。その過程に現地保存を中心とした国有博物館と移築・復元を中心とした非国有博物館両方の貢献が認められる。中国の文化財保護体制は点より面を重視するメリットがあるが、その体制以外のまだ認定されていない建築の保護事業は、非国有民家野外博物館の設立のきっかけに繋がっている。

潜口民宅博物館は、建築遺産保護体制の応用でもあり、移築保存型野外博物館の先例として全国で承認された。現状では伝統保存技術を無形文化遺産の伝承活動に活用していないが、国有博物館かつ無形文化遺産伝承基地として、そういう試みはこれから期待できる。

(2) 今後の課題

博物館としての教育普及活動や伝統保存技術継承活動に必要な専門人材の確保は長い間、全体の民家野外博物館にとっての重要な課題である。川崎市立日本民家園を代表とした民家野外博物館の間に構築された技術継承のネットワークは、その難問の解決策になると期待できる。

中国においては、新しく設立され、または移築事業を継続する民家野外博物館が少なくない。これから技術継承の重要性はより明確になり、専門人材の確保と育成も重要な課題になると予想できる。

脚注

- 1) 博物館の敷地（土地）として公表されている地形的環境内に実在物を露出して提供すべく、科学的に計画され、方向づけられ、そして科学的に管理された活動をしている組織体であり、科学的、教育的目的を明確にするとともに保全手法を駆使し保護につとめると同時に、一般市民に公開する施設である。
- 2) 文物関係の行政管理部門が管理しているのは文物博物館であり、それ以外の国有博物館は行業博物館である。
- 3) 「营造技艺」は即ち「建造工芸技術」である。

参考文献

- 1) 水嶋英治：博物館学の視点と方法による建築遺産の公開に関する研究、筑波大学博士論文、p.30、2010
- 2) 方曉曉：生態博物館在北方地区文化遺産保護領域的研究、西北大学博士論文、p.6、2013
- 3) 新井重三：野外博物館総論、博物館学雑誌(通巻17号)、p.32、1989
- 4) 早川典子、片桐正夫：日本の建築物収集展示施設に関する基礎的研究：民家野外博物館の分類を中心に、日本建築学会大会学術講演梗概集、pp.71-72、2000
- 5) 文化庁文化財部：文化財を支える伝統の名匠 選定保存技術「保持者・保存団体」、p.6、2015
- 6) 関文秀：閑中民俗博物院古民居保護新形式の探索、西安建築科技大学博士論文、pp.6-7、2010
- 7) 大原一興：スカンセンからエコミュージアムへ、居住文化とミュージアム—ネットワークでつなぐ新しい博物館のかたち 建築計画編、日本建築学会、p.36、2016
- 8) 古江亮仁：日本民家園物語、多摩川新聞社、p.11、1996